

慶雲三年輸租折衷法と熟田

本 庄 総 子

【要約】 日本古代の律令国家は、租と呼ばれる一種の土地税を課していた。その課税は、田一段につき二束二把という定額であったが、これが慶雲三年（七〇六）に一束五把に変更される。通説では、この二束二把から一束五把への変更は、税額の実質的変更をほとんど伴わなかったとされ、租は不変と考えられてきた。しかし、この変更は実質的な大幅減税とみるべき措置である。律令国家が大幅減税に踏み切った背景には、斗升制の転換、口分田の穫稻格差、水旱条の不法適用が存在した。口分田は、律令法上、斉一な収穫量を約束された熟田として扱われているが、これはフィクションに過ぎず、実際には多様な耕営状況が存在している。律令国家は、こうした現実をふまえつつ、土地税としての租を定着させようと図ったのである。

史林 一〇二巻三号 二〇一九年五月

はじめに

日本古代の律令国家は、租と呼ばれる一種の土地税を課していた。その課税は、田一段につき二束二把という定額であったが、これが慶雲三年（七〇六）に一束五把に変更される。この変更を命じた法令こそ、本稿の主題である慶雲三年輸租折衷法である。

現在の通説では、この二束二把から一束五把への変更は、税額の実質的変更をほとんど伴わなかったとされている。束と把（一束＝一〇把）、つまり稲の計量単位の規格が変更されただけであって、実量としては、わずかな減額がなされたに

過ぎない、と考えられてきたのである。

以上の解釈の結果、租の負担は常に不変であったと理解されている。この不変性は、租が非租税的なものであることの証である、と評価されている^①。もし律令国家にとつての租が、国家財政の重要な一部と認識されていたならば、時代の必要に応じて租率も変更されたはずである、というのがその理由であった。こうした評価の背景には、恐らく、通説的な租のイメージ——初穂貢納の系譜を引く神聖にして原始的な収取であり、所謂「国家」によつて課される「租税」とは——線を画する——が強く作用しているのだろう。しかし、そもそも租の負担は本当に不変なのだろうか。

本稿は、慶雲三年の租額の変更が、実量としても七把の減額を意味したことを証明し、その政策上の意義を明らかにしようとするものである。

① 青木和夫「律令財政」(同『日本律令国家論攷』、岩波書店、一九九

二年、初出一九六二年)。以下、氏の説は本論文による。

第一章 輸租折衷法をめぐる状況

第一節 史料の確認

慶雲三年輸租折衷法の内容は、次の三史料によつて確認することができる。

史料一 『続日本紀』慶雲三年(七〇六)九月丙辰(15日)条

遣使七道、始定田租法。町十五束。及点役丁。

史料二 『類聚三代格』卷一五 損田并租地子事

勅

一、凡田租、取令前束、擬令内把、令条段租、其实猶益。朕念、百姓有食、万条即成、民之豊饒、猶同充倉。宜

収一段租一束五把、町租一十五束。

一、凡田、有水旱蟲霜、不熟之處、応免調庸者、冊九戸以下国司檢実処分。五十戸以上申太政官。三百戸以上奏聞。応申官者、九月卅日以前申送。十月以後不須。

慶雲三年九月廿日

史料三『令集解』田令一田長条「町租稻廿二束」の項古記

古記云、「慶雲三年九月十日格云、「准令、田租一段、租稻二束二把。以方五尺為步。歩之内得米一升。一町租稻廿二束。令前租法、熟田百代、租稻三束。以方六尺為歩。歩之内得米一升。一町租稻一十五束。右件二種租法、束数雖多少、輸実猶不異。而令前方六尺升、漸差地実。遂其差升、亦差束実。是以取令前束、擬令内把一令条段租、其実猶益。今、斗升既平。望請、輸租之式、折衷、聽勅者。朕念、百姓有食、万条即成、民之豊饒、猶同充倉。宜一段租一束五把、町租一十五束。主者施行。今、依笨法、以廿二束准計十五束者、所得一十脱カ束者、一十四束三分之二。

史料二の一つ書き第一項が、史料三の古記所引慶雲三年九月十日格の取意文であることは明白であろう。史料一については、日付に食い違いが生じている点がかかるものの、史料二・史料三にみえる法令を諸国に頒布した時の記事と解するのが自然である。以上の三史料の中では、史料三の格が最も詳しい記述を備えているため、慶雲三年輸租折衷法の読解とは、畢竟、史料三の解釈を意味している。

以上に加えて、弘仁十三年（八二二）には、額田国造今足という名前の明法家（当時の法律の専門家）が、右弁官の宣を受けて勘文を上り、輸租折衷法の解説を行っている。彼の解説が、輸租折衷法を理解する上での鍵として重視されてきた。史料四『政事要略』卷五三 交替雑事（雑田）

勘田租束積事。

右、被_レ右弁官宣_レ稱、「慶雲三年九月廿日格云、「取_レ令前束、擬_レ令内把、令条段租、其実猶_レ益。宜_レ田一町一十五束令_レ輸」者。未_レ知。令前束・令内把・格束、各其積幾、損益之數、何而可_レ會。又、令与_レ格孰後孰前」者。檢_レ旧說、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把。以_レ大方六尺_一為_レ步。々内得_レ米一升。(此大升也。)二百五十步為_レ五十代。慶雲三年格云、「准_レ令、以_レ大方五尺_一為_レ步。々内得_レ米一升。(此升称_レ減大升。)三百六十步為_レ段」者。今案、五十代与_レ令段、歩積一同。即所_レ得米、其數亦同。然則段内得_レ米三百六十升。実此大二百五十升也。因_レ歩多少_一積増減。是以准量、令前束与_レ令内把、非_レ无_レ増減。計_レ等其積、令内十四把三分之二、当_レ令前一束。称量一同。其令有_レ新古。惟格新之前、古之後也。

弘仁十三年十一月五日

明法博士額田国造今足

この勘文では、輪租折衷法の文章に注が加えられており、令前の租法(租の算定方法)にみえる升は「大升」、令内の租法にみえる升は「減大升」であるとされている。

今足は、令前束・令内把・格束、以上三者の差異を問われているにもかかわらず、令前束と令内把の比較をしているのみで、格束、つまり慶雲三年輪租折衷法の束把の規格については明言していない。^③ 令の束把と格の束把の関係について明言しているのは『令集解』穴記である。

史料五『令集解』田令一田長条「町租稻廿二束」の項穴記

穴云、(中略)令文廿二束与_レ今十五束、員殊実同。但先束者、不_レ斤成。今十五束者、成_レ斤耳。

穴記は、『令集解』に収められた令私記の中でも新しい部類に属している。執筆期間は長期に亘ったようだが、弘仁(八一〇～八二四)・天長(八二四～八三四)年間にかかっていたことはほぼ間違いない。^④ 額田今足と同時代を生きた法律家の所説である。

穴記の作者は、令文の二二束と、今の一五束、つまり慶雲三年輪租折衷法発令後の一五束を比較し、両者は「員_カ殊_{コト}な

れども実は同じ」、数値上は異なっているようにみえるが、実際の量は同じであると断言した。穴記の作者の見解によるならば、令の一束と輸租折衷法後の一束の規格は異なっていたことになる（前者の一束の方が後者の一束よりも小さい）。そして、後者の束は、そのまま重さの単位である斤との互換に耐える単位、前者の束は互換困難な単位であるという。先行研究では、穴記の表現を借りて、斤との互換に耐える束把の規格を成斤、耐えない束把の規格を不成斤と呼んできた^⑤。以上の史料の状況を整理すると、表①のとおりとなる。

第二節 先行研究

「はじめに」で挙げた通説は、虎尾俊哉氏^⑥によって確立されたものである。本節では、氏説に到るまでの先行研究の動きを追う。

輸租折衷法に言及した早い例として、横山由清氏の研究が注目される。氏によると、格制の一束五把とは、令前の規格による一束五把ではなく、令制のそれであり、実量にして段別七把、割合にして三〇%以上の減税が行われたという。ただし、『続日本紀』和銅六年（七一三）二月壬子条及び同年四月戊申条にみえる度量改定によって、升の規格が変更された結果、実質的な増税が行われ、慶雲三年の減税は解消されて、租の負担は再び令制に等しくなったと解釈する。

【表①】

格	令	令前			
一五束	二二束	一五束	町租稲	段租稲	升の規格
一束五把	二束二把	一束五把			額田今足の注
―	方五尺升	方六尺升		大升	束の規格
―	減大升	―		―	穴記
―	不成斤	―		成斤	

その後、大化改新詔にかかる研究の中で、坂本太郎氏^⑦が輸租折衷法に言及している。氏は、格制の一束五把が令前の規格によるものだとすれば負担減の度が過ぎるから、という理由により、慶雲の改正は単なる規格変更であり、ごく僅かな減税が行われたに過ぎない、という見解を打ち出した。令前一束五把は令制二束一把六分に相当するから、令に定められ

た租稻二束二把との差である○把四分が問題となった、と解釈される。

横山説が慶雲三年の大幅減税を認めるものであるのに対し、坂本説はこれを認めず、単なる束把の規格変更と解釈するものであった。前者は、格文の「朕念、百姓有_レ食、万条即成、民之豊饒、猶_レ同_二充倉_一。」を根拠とする。もし僅かな減税でしかないのであれば、「人々の食が足りていれば、何事も成し遂げることができるし、民が豊かであるということは、国家の倉が満ちているのと同じである」などと天皇が仰るはずがない、という訳で、一応の史料の根拠を有するものの、天皇の「恵み深さ」に対する素朴な信頼に依拠した説であった。一方、後者は、「度が過ぎる」という所感以外の根拠は示されていないが、史料五の穴記の解釈とは合致している。恐らく、当該史料との整合性も念頭に置かれていたのだろう。そして、その後の研究では、後者を支持する見解が優勢であった。

虎尾俊哉氏が、輸租折衷法中にみえる令前租法とは、淨御原令施行直前のそれを指すのではないかと推測した^⑨ことをきっかけに、輸租折衷法にかかる議論は活発化した。一連の議論の中で、田名網宏氏と青木和夫氏により、輸租折衷法にいう「令」とは大宝令に他ならないことが確認されたため、同法は大化以降大宝以前の租法変遷と一応切り離して理解することが可能となったものの、慶雲三年にいかなる制度改正が行われたのか、という問題を巡っては、様々な意見が飛び交うこととなる。

まず、亀田隆之氏^⑩は、法制上、令前・令・格の租の負担はいずれもほぼ同じで、度量の規格変更があるのみ、として、坂本説を支持している。民の豊饒云々は名目的なものに過ぎない、とにべもない。ただし、実際には、令前租法の慣行が根強かったために、大宝令施行から慶雲三年までの間、両者が併存しており、「不成斤の租の数量で成斤を測る」といった混乱が生じかねない状況であったので、両租法の比率を明確にした上で令前租法に回帰したのが輸租折衷法である、と主張する。ここに、度量の定着をめぐる律令政府・在地間の対立、という構図が持ち込まれることとなった。輸租折衷法発令は、政府の度量衡制度が在地の慣習に圧されて変更を余儀なくされたもの、と評価されることになる。

一方、喜田新六氏¹²⁾は、格は実質的な大減税であると解釈する点で横山説に通じる（ただし喜田氏は横山説には言及していない）。史料三の格文の「右件二種租法、束数雖多少、輸実猶不異」という記述は、令前と令制の違いについて、「規格が違っただけで負担は同じ」と政府が捉えていたことの表明に他ならない。従って、規格を元に戻すだけでは、負担にはほぼ変わりはない、と政府は考えていたはずである。しかるに、民の豊饒云々という文言は、明らかに減税の意思を示すものであるから、単なる規格変更には止まらない減税があったはずである、と喜田氏は説く。格文の論理に鋭く踏み込んだ説であった。令制下の租が実際には穀納であったとして、輸租折衷法を解く鍵が斗升にあることを見抜いた点でも示唆に富む。しかし、喜田氏は、令前・令・格の租の負担に差異無しとする坂本説を踏襲したため、令制施行後・格制施行前の一時期に大幅な増税が行われ、格によって元に戻された、という事情を想定することになる。減税に先立つ増税、という想定は、格文の「是以取令前束、擬令内把、令条段租、其実猶益」という部分に基づいている。さらに、格文の「而令前方六尺升、漸差地実。遂其差升、亦差束実」という部分は、大増税が行われた背景を示す記述であると捉え、「大升の枿が減大升に引きずられてだんだん小さくなっていった」と解釈した。

村尾次郎氏¹³⁾は、格文の「令前方六尺升、漸差地実」について、令前方六尺升が、やや我が国の郷土的度量より小さかったという意味である、との解釈を示している。大宝二年三月に新度量を頒布したが、この減大升量器が一般から嫌忌され、わずか四年で大升枿に戻さざるを得なくなった。これが輸租折衷法である、と村尾氏は説く。度量の定着をめぐる律令政府・在地間の対立、という亀田氏の構図が濃厚に受け継がれている。格文の「今、斗升既平」が、『続日本紀』大宝二年三月乙亥条にみえる「始頒度量于天下諸国」という記事に対応することを指摘した点は重要。

田名網宏氏もまた、亀田氏と同じく、大宝令施行以後、二つの租法が併存したことを強調する。氏は、虎尾氏の令前租法Ⅱ浄御原令施行前という解釈を批判しつつ、不慣れた国司や郡司の中には「成斤の二束二把」という過重な徴収をする者もいたため、この点が問題となったが、格文の「今、斗升既平」及び「遂其差升」という文言は、大升と減大升の違

いが確認されたことを意味しており、ここに上記のような二つの規格の混乱は解決されたという。亀田説と村尾説のような、律令政府と在地の対立図式はあまり強調されておらず、単なる度量衡制の新旧併存、不徹底という評価に傾く。

青木和夫氏もまた、令前・令・格の租の負担はいずれもほぼ同じと解釈する。氏によると、慣習的性情の強い斗升の計量単位は、強大な国家権力をもってしても容易に改変できなかったため、慶雲三年以前のある時期に、減大升の廃止・令前大升の復活があったという。その結果、一時的に増税のような状況が生じたが、それは斗升の規格変更に伴う法制上のものに過ぎず、実際に実行される前に輸租折衷法で解消されたと説く。青木氏は、輸租折衷法に見える「差」の字について、独自の解釈を展開している。青木氏以前は、皆これを「たがう（違う）」と読んできたが、青木氏は「えらぶ」と読んだ。差には、法、規準の意味があるからであるという。「令前方六尺升、漸差地実。遂其差升、亦差東実」の部分について、令前の升がこのごろ（青木氏は「漸」を「このごろ」と解する。根拠は示されていない）は測地の規準となり、その規準升がさらに束を測る規準ともなったと解釈し、令前の升による令制規格の駆逐という事態を想定したのである。

早川庄八氏は、村尾氏著書の書評^⑬の中で、輸租折衷法に解釈を加えている。法制の動きや、その背景にある在地の動向については、青木説をそのまま踏襲しているが、それぞれの語句に即し、丁寧な再解釈を行った点に特徴がある。まず、「折衷」は成斤束把「二百五十歩五十代制と不成斤束把「三百六十歩一段制という二つの異なる系統のうちから、租法には成斤制を、田積には三百六十歩一段制をとりだしたことを指すとし、これが通説であると断った上で、「差」は単純に「違う」の意味で良い、「地実」とは実際の収穫量を指す、と解釈した。そして、「今、斗升既平」という記述をもって、令前大升の採用を意味していると読んだ。

虎尾俊哉氏は、田名網氏の批判に応えつつ、束が計量単位として精密性を欠く点を強調した。氏によると、成斤の束は、まだしも長い慣習を背景とするが故に、社会的に肯定されていたが、不成斤の束は、五尺平方一步制の採用によって人為的に作られたものであったから、現実には行われず、成斤の規格が依然使用されていたという。「差升」という語句につ

いては、「規準升」とみる青木説をもつて「卓見」と評価する一方、用言として現れる「差」については、「くいちがう」という従来の解釈が良いとし、「令前方六尺升、漸差_三地実。遂_三其差升、亦差_三束実」という部分を、令前の大升は五尺平方一歩制という田地の実際に整合せず、かといって差升_二令制の減大升に從つてみても、今度は実際に行われている成斤の束に整合しない、という意味であると解釈した。律令政府は、在地に根付きにくい令制減大升と不成斤に見切りを付け、慶雲三年以前のある時点で大升を採用し、慶雲三年になって成斤を採用したと結論づける。

現在では、虎尾説が通説の核となっている。輸租折衷法は、不成斤制から成斤制への転換を命じたもので、令制二束二把と令前一束五把の間に存した僅かな差（令制規格で〇把四分）を解消した、と考えられている。

第三節 先行研究所見

先行研究の結論にはいくつかの疑問が残る。

まず第一に、輸租折衷法の論理をどのように捉えるかという問題について。坂本説以来、令前・令・格の租の負担は、いずれもほぼ同じとされている。しかるに、喜田氏が批判したとおり、輸租折衷法には減税の意思をはっきり汲み取るこゝとができるから、令制の負担_二格制の負担_一という結論を堅持する限り、論理的には、喜田説や青木・早川説のように、慶雲三年に先立つ増税（それが実質的なものであるにせよ、度量衡改定に伴う一時的なものであるにせよ）を想定しなければならぬ。しかし、輸租折衷法に、増税の事実を明確に示す記述はない。先行研究は、輸租折衷法に様々な解釈を施すことによつて、増税の事実を汲み取ろうとしてきたが、結論ありきの無理があるように感じられてならない。かといって、慶雲三年に先立つ増税の事実を認めない立場に立った場合は、喜田氏の批判に応えることができないだろう。

第二に、度量の定着をめぐる律令政府・在地間の対立、という図式について。果たしてこの図式は史料から素直に読み取り得るものだろうか。先行研究においては、史料に現れない事情を汲み取つて整合的な説明を試みているが、私見によ

れば、わざわざ史料にみえない事実を想定しなくても、史料三の格文に明示されている事実を拾うだけで、当時の政府が直面していた問題は説明することができる。在地との対立をわざわざ想定する必要はない。

第三に、輸租折衷法の「折衷」の意味がよく分らない。早川氏が確認したように、通説では、成斤束把―二百五十歩一段制と不成斤束把―三百六十歩一段制という二つの系統のうちから、租法には成斤を、田積には三百六十歩一段制をとりだしたものであるという。しかし、輸租折衷法が田積に触れているのは、段租稲積算の説明をしている部分だけであるし、そもそも二百五十歩という田積は輸租折衷法本文では確認できない。史料四の今足勘文にはみえているが、輸租折衷法から計算によつて復元したものに過ぎないと考えられる。要するに、輸租折衷法は、田積・田制にはほとんど関心を払っていないのである。この文脈を踏まえる限り、輸租折衷法の折衷の対象が田積であったとは解釈しにくい。前述のとおり、輸租折衷法は、大化改新詔研究の中で言及されてきた歴史をもつため、田積制との関連が常に想定されてきたのだが、これは一旦切り離して考えるべきではないだろうか。

- ① 以下、単に「格」と称する場合、この法令を指す。慶雲三年輸租折衷法「格と解していただいて差し支えない。
- ② 右弁官宣の「令前束」と「令内把」という表現は、慶雲三年輸租折衷法本文からそのまま借用したものである。「格束」は、右弁官宣に初出の語であるが、慶雲三年輸租折衷法以降の束を指したものに他ならない。束は一〇把に相当するが、ここでは、束も把も共に「束把の規格」を指す言葉として使用されているとみて良い。
- ③ 明言していないだけで、格の束把の位置づけは間接的に示している。先行研究の議論とも関わるため、第二章第三節に後述。
- ④ 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(『井上光貞著作集 第二卷』、岩波書店、一九八六年、初出一九七六年)。
- ⑤ 史料原文は「不斤成」に作る。
- ⑥ 虎尾俊哉「慶雲三年の輸租折衷法について」(同『日本古代土地法史論』、吉川弘文館、一九八一年、初出一九六五年)。以下、特に断らない限り、氏の説は本論文による。
- ⑦ 横山由清『日本田制史』(五月書房、一九八一年、初出一九二六年)一九五頁。
- ⑧ 坂本太郎「大化改新の研究」(『坂本太郎著作集 第六卷』、吉川弘文館、一九八八年、初出一九三八年)三三三頁。
- ⑨ 虎尾俊哉「班田収授法の研究」第一編第三章第二節(吉川弘文館、一九六一年、初出一九五四年・一九五五年)。
- ⑩ 田名網宏「田制及び租法から見た大化改新詔の信憑性について」(『東京都立大学人文学部人文学報』第二五号、一九六一年)。以下、氏の説は本論文による。

① 亀田隆之「古代の田租田積」(同『奈良時代の政治と制度』、吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九五五年)。

② 喜田新六「日本古代における田制租法の変遷について」(『歴史教育』第四卷第五号、一九五六年)。

③ 村尾次郎『律令財政史の研究 増訂版』(吉川弘文館、一九六二年) 第二章第二節。

④ 早川庄八「(批評と紹介) 村尾次郎著『律令財政史の研究』」(『史学雑誌』第七一編第八号、一九六二年)。以下、氏の説は本論文による。

第二章 輸租折衷法の解説

第一節 読み下しと現代語訳

前章第三節で言及した先行研究への疑問は、いずれも、輸租折衷法の核心となる部分(史料三の波線部分)の読解に関わるものである。従って、まず本節において私釈を提示し、次節で先行研究の問題点を指摘しつつ解説を加えることとした。
い。

【読み下し】

右件二種の租法は、束数多少すと雖も、輸実猶ほ異ならざるがごとし。而れども令前方六尺升は、漸地実(や)に差(た)ふ。遂に其の差へる升は、亦た束実に差ふ。是を以て令前束を取りて、令内把(に)擬(な)ふれば、令条の段租、其の実猶ほ益(ま)せるがごとし。今、斗升は既に平たり。望み請ふらくは、輸租の式、折衷せられむことを。

【現代語訳】

右件の二種の租法は、(表面上の数値としての)束把数こそ一致していないが、(それは斗升——束把の規格の違いによるもので)実際に負担する租の量はほぼ同じである。しかし、令前の方六尺升は、実際の收穫量とはやや食い違っていた。かくて、その食い違った升は、束単位で表示される收穫量とも食い違っている。そのため、令前の束(把)をもって、令内の(束)把に換算した場合、令条の段あたりの租は、実際の收穫量という点で、増税となっているようである。今

や、斗升の平校は完了している。どうか、輪租の式については、折衷されたい。

第二節 解 説

(一) 令前方六尺升は、漸地実_レに差_レふ。

まず、「差」の語義については、青木氏による「規準」説があり、虎尾氏も「差升」の部分に限りこれを継承している。青木説の論拠は大きく二つに分けられる。まず第一に、「差」の用例からみた帰納的解釈。引き算の差は、あるものを規準とした時の隔たりであり、差別は規準からの隔たりをつけること、過失の意の差は成功や道徳の規準からの隔たり、差科などの選定は規準に基づいて選ぶこと、回復の意の差は規準への回復である。従って、差の原義は規準であり、現在では物差という言葉にその原義が残されている、という。

差科というと、まず養老賦役令23差科条の「凡差科、先富強、後貧弱、先多丁、後少丁」という規定が浮かぶ。また、この語の早い使用例として、『三国志』呉書三嗣主伝孫休永安二年条の「差科彊羸」がある。こうした用例を見る限り、差科とは本来、役を負担する者のキャパシティに応じた差を付けて徴発することを意味すると解すべきではないか。また、回復の意の差は本来「瘥」であり、差字と通用しているに過ぎない（『説文解字』七下、瘥の項）。物差は指でさし測る意より生じた和語であろう。その他の差の用例はいずれも、隔たり、階差の意と解して差し支えない。

第二の論拠は、『類聚三代格』巻一四義倉、天平宝字二年（七五八）五月二十九日太政官符にみえる「公_レ檢_レ諸_レ国_レ義倉、_レ國勢略同、所_レ輸懸隔。又至_三給用、諸_レ国不_レ同。或以_レ斗_レ為_レ差、或以_レ升_レ為_レ法。窮民は一、賑給各殊」である。青木氏は波線部に注目し、差_二法_一規準と考へなければ解釈ができないとした。青木氏も指摘するように、詔勅官符類には「差法」という語句が散見し、この「差」は普通、差別・階差の差と理解されてきた訳だが、青木氏によると、差_二法_一と解釈しなければならない場合もあるというのである。漢文の対句構造に基づいた合理的説明だが、果たしてこの場合、妥当な

のだろうか。

天平宝字二年官符の文章は、互文的な表現と解釈すれば足りるものと思われる。つまり、波線の部分は、本来、「或以_レ斗為_二差法_一、或以_レ升為_二差法_一」と表現されるべき文章なのである。しかし、差法の一語を二度重ねる文章は漢文として美しさに欠ける。そこで、前句の法と後句の差を削除し、文章を整えたのだろう。これは漢文の修辭に過ぎない。従って、この文章に限って、差_二差法_一、法_二差法_一という同じ意味で使用されている、と解釈することには何の問題もないが、差_二法_一と一般化することは決してできないのである。差_二法_一規準という解釈は、差という一語に定点としての基準というニュアンスを読み取ろうとするものだが、こうした性格は認められず、階差、差異の意に取るのが穏当であろう^①。

次に「漸」の語義について。先行研究では、「漸」という一字を、「次第に」とか「このころは」などと読んできた。前者の場合、喜田説のような読みに逢着するが、既に批判もあるように、わずか数年で斗升が徐々に小さくなるとは考えにくい。かといって、後者は「漸」という一字の語義として無理がある。

「漸」は「やや」と読んで、程度を表す副詞として捉えるべきである。こうした用法は、一般に通用されている漢和辞典には載っていないため、先学諸氏を大いに悩ませたようである。しかし、国語辞書をひもとけば、「漸」を「やや」と読み、上記のように解する説明に簡単に会することができるとは、特異なことにその程度を指す語として使用される点が目される。少なくとも和文においては、「漸」にこうした用法があったこと確実である。

そして、こうした用法は、決して新しいものではない。たとえば、一二世紀の辞書である『色葉字類抄』では、「稍」「頗」「少」などが、「漸」の同義語とされている。さらに、『類聚名義抄』法上には、「漸々」の読みとして「スコフル」が挙げられている。その程度の度合いが「かなり」なのか「少々」なのか、判別する絶対的基準はないようである。恐らく「漸」は、こうした程度の差を広く包含しつつ二者を比較する時に使用される副詞なのだろう。その差を曖昧にしたい時にも使える語句、とみた方が事実には近いかもしれない。以上を踏まえた上で、輸租折衷法と同時代の正史である『統

日本紀』に目を移せば、同様の用例を拾うこともまた容易である。^③

「地実」は、早川説に従って、実際の收穫量と解するのが自然であろう。斗升の規格と実際の收穫量との乖離。輪租折衷法が問題視した現実の核心は、まさにこの点にある。輪租折衷法の主張を信じるなら、令前の方六尺升は、方六尺の地から收穫できる米の量に対応した一升である。斗升の規格と実際の收穫量は、少なくとも理念上、対応しているはずだった。にもかかわらず、両者には一定の差があり、これが問題であるというのである。

(二) 遂に其の差へる升は、亦た束実_レに差ふ。

(一) で確認したとおり、「差升」とは「食い違っている升」の意味と解することができる。(一) では令前方六尺升が実際の收穫量と食い違っているという事実が問題とされていたから、ここでいう「差升」とは、令前方六尺升のことに他なるまい。

さて、斗升と束把の間には、極めて単純な換算式が存在する。

穎稻一束_レ稻穀一斗_レ米五升^④

つまり、穂首刈りされた穎稻一束は、脱穀すると舂付きの稻穀一斗となり、さらに舂を取り除くと玄米五升になる、とされていた。

ただし、実際には、この換算式どおりにいかないこともあったらしい。たとえば、天平宝字元年(七五七)十二月二十三日越前国使等解(『大日本古文書四』、二五四頁)には、「_レ收獲之稻、雖有_レ數員、不_レ愜_レ其實、一束春_レ米四升以下三升以上」とみえている。穎稻一束からは米五升が舂き上がるはずであるのに、実際には四升から三升程度にしかならないというのである。虎尾氏はこの事実を重視し、束は計量単位として精密性を欠くものだったが故に、新しい令制不成斤は定着しなかったと解した。この史料の冒頭では、この年、風雨頻りだったために、稲が悉く萎枯してしまった、という事情が語られている。つまり、穎稻と米の量の乖離は、天候不順によるイネの種子部分の發育不良が原因なのであり、四升から

三升というのは、やや極端な例とみておかなければならない。それでも、厳密な容積単位である斗升に比べ、穎稻ひとつかみに由来する束把が、かなり素朴な単位であったのは、事実として一応認めて良さそうである。

しかし、斗升と束把が精確に対応しない点に問題があったのだとしたら、それは成斤であっても不成斤であっても同じことである。虎尾氏は、成斤には長い慣習があつたから特別だつたと説明するが、不成斤が排除された理由を不精確さに求めている以上、片手落ちという印象を拭えない。しかも虎尾氏は、差升を規準升と訳したために、これを令制の方五尺升と解釈しているが、この解釈に語釈上の問題があることは、(一)で論じたとおりである。

輸租折衷法が問題としているのは、束把と斗升の間に横たわる換算式の問題ではなく、飽くまでも(一)でみたように、斗升と実際の收穫量との食い違いであると考えられる。そして、換算式上、斗升と束把は完全な比例関係にあるから、斗升の規格と收穫量との間にあるなら、束把に換算しても、收穫量との間に差が生じるのは理の当然である。

喜田氏が指摘したように、令制の租は穀納を原則とするが、令前租法は、「熟田百代、租稻三束」とされており、租がもともとは穀納でなかつた可能性が示唆されている。一代からは稲一束を收穫できると觀念されていたから、一定面積から上がる收穫の内、三%に当たる稲を納めるといのが本来の形であつたらしい。そして束把は、虎尾氏の主張するように、かなり大らかな計量単位であつたから、束把単位で徴収している内は、方六尺升——仮にそれが実在していたとすれば^⑥のズレは問題として浮上しなかつたのだろうが、穀納制に転換し、斗升で精密に輸量を量るようになった時、斗升と実際の收穫量との間に、看過し得ないズレが存在すると認識されたのではないだろうか。この点については、第三章で詳述する。

(三) 令前束を取りて、令内把に擬ふれば、令条の段租、其の実猶ほ益^ませるがごとし。

令前の束把と、令内の束把は、升の基準となつている歩の面積の違いによって、互いに三六対二五の比例関係で結ばれている（後述の端数繰り上がりによる誤差はあるが）。従つて、(二)で説いた斗升の規格と收穫量との乖離の問題は、令内の

束把にも波及する。問題の中心はあくまでも斗升であり、実際の租の徴収も斗升単位で行われていたにもかかわらず、束把の規格が繰り返し問題とされるのは、田令が租の徴収量を束把単位で表示しており、法制上の単位としてなお重要だったからだろう。

令条の段租については、まずその決定方法を確認しておきたい。令前の租は、「熟田百代、租稻三束」である。前述のとおり、一代からは稲一束を収穫できると観念されていた。先学が一致して指摘してきたとおり、令前の租は、原則として「収穫高の三％」だったのである。これは一種の定率税である。一方、方六尺を歩とし、歩から米一升を得ると見なし、課税する場合、実際の収穫高は見なし規定に飲み込まれ、町租稻一十五束という定額税に転化する。令内の租もまた、令前の「収穫高の三％」という観念を一応は継承していた。この事實は、二束二把という半端な数値によって跡づけられる。二束二把の算定方法を確認しておこう。方五尺を歩とし、その歩から米一升を得るといふのだから、一段 \parallel 三百六十歩（田令一田長条）の想定収穫量は米三六〇升 \parallel 稻七二束である。稻七二束の三％は二束一把六分であり、端数を繰り上げると二束二把になる。令内の段租稻は、こうして算定されたものであった。このように、令制の租は、収穫高の三％という定率税の観念を継承しているのだが、実際には定額税であるという点も見逃せない。

(二)で確認したとおり、斗升と束把の規格は、令前も令内も含めて、全て比例関係で結ばれている。令前の斗升と実際の収穫量に差があれば、令内の束把と実際の収穫量の間にも差が生じることになる。「其実猶ほ益せるがごとし」と言っている以上、令内では、租稻の負担が、より過重となっていると解される。何と比べて過重かといえ、もちろん、「熟田百代、租稻三束」、つまり収穫量の三％という原則である。

租は収穫高の三％であるべしという定率税の観念のもと、二束二把という定額税は決定されたはずだった。にもかかわらず、実際には、もともとの規準となった規格と実際の収穫高との間に乖離があったため、「熟田百代、租稻三束」の原則に比べ、令に定められた段租二束二把は負担が重くなっていたのである。

（四）今、斗升は既に平たり。

村尾氏が早くに見抜いたとおり、これは大宝二年の新度量頒布のことを指している。しかし、この時に頒布された升が減大升、つまり令制の升規格に合わない升であるという見解には従えない。

これまでの先行研究は、一切の例外なく、史料四、額田今足勘文の論理を鵜呑みにしてきた。令内の方五尺升リ減大升であると信じて疑わなかった。そのために、史料上に明示されてもいない度量のたびたびの改変や、慣行上の度量に対する律令政府の「敗北」を想定しなければならなかったのである。

しかし、いったん今足勘文を考察の埒外に置けば、事態は極めて単純である。方五尺升は令内の升なのであるから、令に定められた大升と同一規格で、大宝令施行の一環として、大宝二年に諸国に頒布されたと考えれば良い。「平」とは先学諸氏が一致して述べるように、養老関市令14官私権衡条にみえる「平校」のことで、数ある度量衡器が基準に合ったものであるか確認する作業をいう。斗升は既に基準にあったものが普及しているというのである。大宝二年に頒布された大升が、政府の狙いどおり、問題なく全国基準として定着したことを指すのだろう。

（五）望み請ふらくは、輸租の式、折衷せられむことを。

斗升の規格が既に全国に定着したことを前提とした「折衷」の申請である。せっかく定着した斗升の規格を、今変更する必要があるどこにもない。斗升と比例関係にある束把の規格も同様である。変更されるべきは、実際の収穫量と合わない「二束二把」という段租稲だけである。

斗升と束把の規格はそのまま令制を維持し、段租稲だけを二束二把から一束五把へ大幅に引き下げること。それが「折衷」の指すところに他ならない。

第三節 額田今足の勘文

前節では、敢えて額田今足の勘文に目を瞑り、輪租折衷法の解説を行った。本節では、今足勘文の史料性格について論じたい。

今足は、令前租法にみえる升に対しては「此大升也」、令内租法にみえる升に対しては「此升称減大升」と注を加えている。この注は、今足が弘仁十三年に追加したものであり、慶雲三年輪租折衷法の本文には存在しなかった。

ここで、大升の注と、減大升の注とは、言い回しに差異が生じている点に注目したい。後者については、特に「称」とわざわざ言っている。「称」には「名付ける」の意味があるから、「減大升」とは、今足（あるいは当時の明法家）が、説明のために便宜上生み出した造語に他ならないと考えられる。一方の「大升」には「減大升」の時のような言い回しはみられないから、所与の概念、つまり令に定められた大升を指しているとみるのが自然である。先行研究では、輪租折衷法にいう「大升」とは令前の規格であると解してきた。そのため、この大升と令制大升は、名は同じだが実は異なると解釈されてきたのだが、^⑧ そのように難解な解釈をする必要はないのである。

何故、彼は、令前の升の規格を大升、令内の升の規格を減大升到比定したのか。大升はそもそも雑令に定められた正銘の令内規格なのだから、今足の比定はあべこべのようにみえる。恐らく、そこには二つの前提が介在していた。

前提の第一は、慶雲三年格制下にある今足の時代において、升の規格が大升であったということ。そして前提の第二は、今足が、令前束把と格の束把を同一規格とみていたことである。格制下にある今の規格が大升であるなら、令前の升の規格も大升であらねばならなかった。そして、令前の升Ⅱ方六尺升と、令内の升Ⅱ方五尺升とは、三六対二五の割合で後者の方が小さいに決まっているから、令内の升の呼称として、便宜上、「減大升」を用いたのである。

しかし、前節で確認したとおり、慶雲三年に斗升の規格が変更されたと考える必要はない。令内の升Ⅱ大升Ⅱ方五尺升

である。今足は、令前の規格と格の規格を同一とみていたが故に、令前の升を大升と判断したのだが、実はその前提が間違っていたのである。

何故、今足は令前束把≡格束把と思ひ込んだのか。穴記も同様の解釈をしているから、この解釈が当時の明法家にとって定説だったらしいことは分かる。現在確認できる史料の範囲に原因を求めるとすれば、可能性としてあり得るのは、古記の解釈の誤読である。今足は、令前束と令内把を比較するにあたって、両者の計算上の割合を記しているが、この割合計算は、史料三の古記にもみられるものである。今足は、古記の記述を意識していた可能性が高い。古記はただ、令前束把と令内束把の割合を提示しているだけで、格の束把には一切触れていない。しかし、今足等がそうとは知らずに、古記所引格の「町租一十五束」（格制）と、古記本文にいう「廿二束」に準計した「十五束」（令前制）とを、同一のものと誤積した可能性は十分にあるだろう。また、次節後述する高麗尺・唐尺の事情と混同した可能性も否定できない。

本章ここまでの考察を踏まえて、表①に加筆したのが表②である。

第四節 和銅の度量衡改定

【表②】

格	令前	町租稲	段租稲	升の規格	額田今足の注	束の規格	穴記
一五束	一五束	一束五把	一束五把	方六尺升	大升	それぞれ	—
二二束	二束二把	方五尺升	大升	大升	減大升	それぞれ	不成斤
一五束	一束五把	大升	大升	大升	減大升	それぞれ	成斤
						に比例	

前述のとおり、横山氏は、慶雲三年輸租折衷法を減税と評価した一方、和銅六年の度量衡改定によって事実上の増税が行われ、租の負担量は元に戻ったと主張している。これが事実だとすれば、令制大升は施行後一年で廃止され、輸租の減額も僅か七年しか行われなかったということになる。史料を確認しておこう。

『続日本紀』和銅六年（七二三）二月壬子（19日）条
 始制三度量調庸義倉等類五条事。語具三別格。

『統日本紀』同年四月戊申（16日）条

額^三下新格并權衡度量於天下諸国。

二月壬子条にいう別格については、『令集解』古記により、三つの逸文が確認できる。田令1田長条にみえる「和銅六年二月十九日格、其度^レ地以^三六尺^一為^レ歩^一」、賦役令4歳役条の「和銅六年二月十九日格云、其庸布以^三二丁^一成^レ段、長二丈六尺」、そして同令6義倉条の九等戸に関する和銅六年二月十九日格^⑨である。二月壬子には五条の事が制されたはずだが、うち二条は逸文すら残っていない。制された内容は「度量調庸義倉」とあるので、ごく単純に読めば、あと二条は量と調に関する規定であった可能性が高いといえる。ただし、その量に関する規定が、具体的にどのような改定があったのかは全く明らかでない。

ちなみに、『令集解』田令1田長条に引く和銅六年格は、高麗尺から唐尺への規格変更を指し、歩の規格自体に変化はなかったと考えられている。これは同条古記問答にみえる解釈で、現在の通説である。仮に歩の規格変更と解釈した場合、歩ペースで行われる班田収授に相当の面倒が生じるであろうから、古記問答の解釈に従って、歩の規格には変更はなく、尺の規格のみが変更されたと考えるのが合理的である。

一方、和銅六年の「量」改定とはいかなるものだったのか。仮に横山説に従って方五尺升から方六尺升への規格変更と解釈した場合、従来の斗升規格で帳簿に記された稲穀の現在量には、全て三六分の二五を掛けなければならない。支出にかかる給食法等も斗升や束把ペースで定められているから、これにも三六分の二五を掛けなければ支出が増大することになる。しかるに、こうした操作が行われた様子はない。例えば、国司の部内巡行食料については、『令集解』田令35外官新至条にみえる和銅五年五月十六日格に支給量の規定がみえるが、その支給量は、天平期の実例と全く合致している^⑩。『延喜式』の規定とも矛盾しない^⑪。従って、和銅五年以降天平期までの間に、斗升の規格が変更されたとは考えにくい。規格変更による増税は、『日本霊異記』にみえるような度量規格の誤魔化しによる負債水増しを想起させるし、僅か七

年後の増税は朝令暮改の誇りを免れがたく、政府としての信義上も問題があるため、国郡司の納得が得られるとは考えにくい。慶雲三年格で誇らかに「今、斗升既平」と宣言した斗升規格を変更する理由も想定しがたい。単に増税したいのなら、段租を一束五把から二束二把に戻す方が余程円滑だろう。

和銅六年の斗升規格変更という事実は、存在しなかったというのが本稿の立場である。¹³⁾

第五節 輸租折衷法の解釈の混乱

延暦十六年（七九七）の時点で、政府は次のような解釈をとっていた。

『類聚国史』八三、政理五（正税）、延暦十六年六月庚申条

詔曰、古者什一而税、謂之正中。三代因循、頌声作矣。国家薄征利農、勤恤民隱。是以制令之日、田一町租、定為三十二束。其後有勅处分、減為二十五束。以今況古、輕重相懸。（下略）

この延暦十六年詔は、当時の収七免三制を収八免二制へと切り替え、租の取り立てを強化した法令である。その前提として、現在の土地税負担がいかに軽いかを示しているのが引用部分となる。詔によると、土地税は、夏・殷・周三代の時代ですら、一〇分の一で適当とされていたにもかかわらず、大宝令で一町につき二束二束というさらに低い「税率」が設定され、これがさらに減じられて一五束になったという。延暦十六年詔は、二束から一五束への変更が、額面どおりの減税であったと正しく理解していたのである。今足勘文が作成されたのは弘仁一三年（八二二）であるから、輸租折衷法の解釈に混乱が生じたのは、この四半世紀の間であった。

この四半世紀の間には、法制史上、大きな変化が起こっている。今足勘文に先立つ二年前の弘仁一一年、弘仁格式が撰進された。この格式は、大宝元年（七〇二）から弘仁一〇年までの法令を収録範囲とする。その編纂事業は、相矛盾する諸法令を整理し、時には天裁を仰いで、採るべきものを確定していくというものであり（格式序）、新しい法典の創出にも

等しい作業が積み重ねられた。この一連の作業の中で、一〇〇年以上前に発令された法令にもメスが入れられた訳である。輸租折衷法もまた、弘仁格として採用された法令の一つであった(史料二)。格式編纂事業による整理・再解釈の中で、輸租折衷法の解釈にも、混乱が生じることとなったのだろう。

こうした解釈の混乱が、独り輸租折衷法にのみ起こったのか、それとも他の法令にも生じたのか、全ては今後の課題である。

- ① 「差」字と「法」字が対句で結ばれている以上、両者は何らかの形で同一次元の概念とみられていたであろうことは肯定できる。古代法が身分法、位階法を中心に発展してきた歴史を思えば、法(ノリ)とは畢竟、差(シナ)であるという観念が存在したとしても不思議はない。ただ、ここで問題としたいのは、「差」という言葉に規準、定点としての意義があるか否かであり、少なくともこの問題に関しては、差と法には決して同一視できない差異がある。
 - ② たとえば、『日本国語大辞典』(小学館)「や^ヤ・^ヤ【**稍・漸**】②他と比べて、物事の程度を表わす語」。
 - ③ 天平勝宝六年(七五四)九月丁未条「百姓漸勞、正倉頗空」、神護景雲元年(七六七)六月癸未条「省風還報之日、政路漸異」、宝龜十一年(七八〇)二月丁酉条「海道漸遠、來犯無便、山賊居近、伺隙來犯」など。いずれも「次第に」と訳しては意味が通らない。
 - ④ たとえば、『令義解』田令田長条「束稻春得米五升」また、天平期の正税帳は、みな類稻一束Ⅱ稻穀一斗の換算式に基づいている。
 - ⑤ 坂本太郎「大化改新の研究」(前掲)など。
 - ⑥ 方六尺升とは、田制が三六〇歩一段制へ転換したことに伴う束把規格の変化を、斗升規格に反映しただけの想定上の産物ではない可能性も一応は考慮しておかなければならない。三六〇歩一段制以前の租
- ⑦ 徴収が類稻納だったとすれば、必要だったのは、「歩之内得米一升」という規定ではなく、「歩之内得米一把」だったはずだからである。
 - ⑧ たとえば黒川本『色葉字類抄』中卷三四丁オモテ「名ナツク、又ナ、(中略)称(下略)」。
 - ⑨ たとえば、龜田隆之「古代の田租田積」(前掲)。
 - ⑩ 其資財百貫以上為^三上上戸。六十貫以上為^二上中。四十貫以上為^一上下。廿貫以上為^四中上。十六貫以上為^三中中。十二貫以上為^二中下。八貫以上為^一下上。四貫以上為^四下中。二貫以上為^三下下戸也。
 - ⑪ 和銅五年五月十六日格云、国司巡行部内、將從次官以上三人。判官以下二人。史生一人。並食公廩、日米二升、酒一升。史生酒八合。將從一人、米一升五合。
 - ⑫ 天平八年度薩麻(薩摩) 国正税帳において、新任国司史生への支給は、「依国司部内巡行食法「日別充七把」と計上されている。史生分の米二升と將從分の米一升五合を足すと三升五合となり、米三升五合は類稻七把に相当する。新任国司料の計算方法については、鎌田元一「新任国司への給糧と養老八年格」(同「律令国家史の研究」、塙書房、二〇〇八年、初出一九九九年)、渡辺晃宏「二つの新任国司食料支給と公廩食法・国司巡行食法」(『藤枝市史』第二号、二〇〇〇年) 参照。
 - ⑬ 『延喜式』主税上83諸使食法条。「凡諸使食法、官人日米二升、塩二

勺、酒一升。番上日米二升、塩二勺、酒八合。兼従日米一升五合、塩一勺五撮。国司巡行食料准此。

⑬ この場合、四月戊申に頒下された「度量」とは何かが問題として残る。「度量」が指すのは新唐尺のことで、「量」とみえるのは修飾に過ぎないと解するか、あるいは東把と斤との互換関係に関する規定とみるか、断案は得ない。後者に関して若干補足しておく。

東把は稲の一握みに由来する単位で、斗升との間の比例式こそ定められているが、虎尾氏が論じるとおり、本来は不精確な容積単位であ

第三章 輸租折衷法発令の背景

第一節 斗升制の画期

前章までの考察で、慶雲三年の輸租折衷法により、租は大幅に減額されたと結論づけた。しかし、これほどの大減税が行われなければならなかった背景について、格文は必ずしも明らかに語っていないように思う。大宝二年から慶雲三年まで、わずか四年とはいえ、大升の規格に基づく二東二把の租は、実際に徴収されていたのである。税率が高くなっているからといって、何故わざわざ減額しなければならないのか。段別七把の減額は、徴収される側からすれば、それ程の大減額とは感じられないかもしれないが、徴収する側からすれば、約三分の一もの租収入減少を意味するにもかかわらず、である。本章では、輸租折衷法が発令された理由について掘り下げたい。

第一の理由としては、輸租の関わる度量衡、つまり斗升の制が、大宝令発令を境として転換したことが想定できる。大宝令以前の量制については、『扶桑略記』舒明十二年十月条に「始定斗升斤両」とみえているのが早い例である。慶雲三年輸租折衷法にも、令前の方六尺升なる規格がみえているので、大宝令以前から何らかの斗升の制が布かれていた様子

る。ところが、ある時期から、東把は斤という重さの単位との間に互換性をもつようになつたらしい。穴記は「東五把を指して「成斤」と称している。また、『日本靈異記』では、稲は重さの単位で量られる対象として登場する。『日本靈異記』上巻三〇段「或貸八両綿、強倍十兩徴、或貸生（小カ）斤稻、而強太斤取」、同巻二段「出挙之時、用於輕斤、徴（徴カ）納之日、用於重斤」、同巻二六巻「出挙時用三小斤、償取三大斤」など。

は窺える。

しかし、喜田氏が指摘しているように、輪租は本来、稲穀ではなく、穎稲の形で行われていたとみられる。熟田百代、租稲三束という基準はその名残であり、租は穎稲の単位である束把によって徴収された。輪租折衷法の語るところによると、令前のある一時期、既に方六尺升による穀納が行われていたとみえるが、この方六尺升とは、六尺平方 \parallel 一步の面積から収穫できる米の量に相当する容積規格とされている。実際の収穫量には、土地によって偏差があるはずだが、ここではそういう事情は一切考慮されていない。代という面積単位も、収穫量に基づく規格であったと考えられている。つまり、令前の規格は、どこまで絶対的な基準として機能していたか、疑わしい節がある。

ところが、大宝律令制定後、状況は一変する。大宝二年三月には、「始頒^三度量于天下諸国」とみえる（『続日本紀』）から、基準器となるものが全国に頒布されたことは確実である。大升は、五尺平方 \parallel 一步の面積から収穫できる米の量に相当するという理念を背負った容積規格ではあったが、たとえ実際の収穫量と乖離していたとしても、大升一升の容積は、基準器に基づき不変となったのである。基準器は、いったん頒布されてしまえば、それがいかなる基準で定められた規格だとしても関係なく、固定基準として機能する。これと連動するように、租の徴収方法も穀納方式が定着していく。租の徴収額は、基準器の斗升規格によって厳密に計量され、負担額が明示されるようになったのである。負担が不変の基準に基づき数値化されたことこそ、実際の収穫量との齟齬が問題視される機運が高まった一因ではないだろうか。斗升基準器の普及により、負担が数値的に明示されるようになったことが、負担の意識を先鋭化させ、減税を求める動きを生んだのである。

ただし、この減税を求める主体として、一般公民を想定するよりは、これを徴収する国郡司層を想定した方が事実に近いだろうと思われる。租は、律令の理念上、耕作者が耕作面積に応じて納める税ではあるが、国郡司もまた、彼らから徴収する義務を朝廷に対して負っていた。『令集解』賦役令9水旱条に引かれる養老八年（七二四）格には、「租者、全以三七

分已上^レ為^レ定。不^レ得^レ以^三六分大半^一」とみえており、早くから不^三得^七法が布かれていたことが知られている。不^三得^七法とは、輸租田から輸される租の総額が、一国内総計で必ず七分を越えるよう国司に義務づける制度である。租の最終的な負担が耕作者に転嫁されていたことは間違いないが、朝廷に対して、第一次的に負担していたのは国司であった。

ともかく、大宝令の施行により、画一的な斗升規格が全国に布かれたことこそ、輸租折衷法発令を促した一因であったと考えられる。従来、輸租折衷法は、律令国家が斗升規格を強制しようとして敗北したことを意味する法令と考えられてきたが、事実は全く反対であった。

第二節 段別 穫 稲

第二に、輸租折衷法を境として、変化のあった部分に注目したい。輸租折衷法によって、段租稲は二束二把から一束五把に引き下げられた訳だが、これに伴って、同じく大幅に引き下げられたものがある。段別の想定收穫量である。

既に確認したとおり、段租稲二束二把とは、段別の想定收穫量七二束の三%として算定されたものであった。しかし、『令義解』田令一田長条は、「段地穫稲五十束」と規定している。従来説に従えば、輸租折衷法以前の七二束と以後の五束とはほぼ等しいということになるので、この変化は、今まで全く気にも留められなかった。しかし、従来説が成り立たないとなれば、輸租折衷法の発令以降、段別の想定收穫量も大幅に引き下げられていたということになる。

この措置は、当然といえば当然の措置と言えよう。何しろ、令の二束二把が、実際の收穫量に照らして過重であったが故に、輸租折衷法は発令されたと説明されているのである。これは、令が想定する段別の收穫量が七二束であるにもかかわらず、実際にはそれほどには收穫できなかったということである。段租稲を一束五把に引き下げたのであれば、これと同じ割合で、想定收穫量も引き下げられなければならない。つまり段別穫稲^①が七二束から五〇束へと大幅に引き下げられたことを確

認した上で、その背景を探りたい。輸租折衷法によると、「令前方六尺升、漸差_二地実_一」として、斗升の規格と実際の収穫量_二穫稻とが齟齬していたことに問題がある、とされている。一步の面積につき米一升を収穫できるという想定がもとも過剰だったということである。

しかし、本当にもともと過剰だったのだろうか。大宝二年（七〇二）西海道戸籍の分析によって、この時に初めて、筑前国以下の諸国に口分田が班給されたことが論証されている^②。かくして、ここに全国的な口分田の班給が完了した訳であるが、生産力の高い田ばかりではない当時の状況を想起すれば、口分田の増大が、口分田間の生産力格差を押し広げる結果となるであろうことは容易に想像できる。もともと斗升と穫稻の間に乖離がなかった訳ではなからうが、想定穫稻の平均値が低下し、その結果として、斗升と穫稻の乖離が深刻化したという側面もあったのではないか。

租に関しては、時代を問わず、収穫量の三％という率が守られてきたと言われている。理念上は確かにそのとおりである。租と穫稻が三対一〇〇の比例関係を崩したことは一度もない。しかし、租の値が二束二把あるいは一束五把と不動であったのに対し、穫稻の方は、飽くまでも想定値であり、不動の数値ではなかったという事実はもつと尊重されてよい。穫稻は多様な数値のグラデーションであった。

口分田を班給した余りである乗田を主体とする公田については、『延喜式』に次の規定がある。

『延喜式』主税上19

凡公田獲稻、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束。地子各依_二田品_一、令_レ輸_三五分之二_一。若惣_二計国内_一、所_レ輸不_レ滿十分之九_一者、勘出令_レ填。但不堪佃田、聽_レ除十分之二。其租、一段穀一斗五升、町別一石五斗、皆令_二營人輸_レ之。

公田の場合、上田とされたもつとも生産力のある田ならば、一町あたり五〇〇束の穫稻を見込むことができるが、下田とされた田は、その半分に近い三〇〇束しか見込むことができなかった。下下田は易田相当の特殊な田として、いったん考

察から除外するにしても、上田穫稲と下田穫稲の格差は大きい。公田もまた、潜在的な口分田である以上、その格差の大きさは、一定程度、口分田にも妥当すると考えられる。

ただし、天平十二年（七四〇）遠江国浜名郡輸租帳^⑤によると、口分田のうち、不堪佃田となっている田が一四％程度であるのに対し、乗田の不堪佃田率は四九％にまで及ぶため、口分田に比較的安定した田が多いことは事実として認めておかなければならない。ここでは、穫稲という概念が、飽くまでも想定値であり、現実の収穫量と一致しているとは限らないこと、その不一致の度合いが、大宝年間に増大したと想定される点だけを強調しておきたい。

第三節 田令水旱条

第三に、水旱対策との関連である。史料二で示したとおり、輸租折衷法が発令された時、同時に、賦役令9水旱条にかかる追加規定が発令されている。そのため、輸租折衷法発令の背景に、水旱対策が何らかの形で関わっている可能性も検討しておく必要があるだろう。

賦役令9水旱条

凡田、有_二水旱蟲霜、不熟之處、_一国司檢_レ実、具録申_レ官。十分損_二五分以上、_一免_レ租。損_二七分、_一免_レ租調。損_二八分以上、_一課役俱免。若桑麻損_レ尽者、各免_レ調。其已役已輸者、聽_レ折_二来年_一。

『令集解』賦役令水旱条所引慶雲元年六月十九日格^⑥

慶雲元年六月十九日格云、国有_二水旱蟲霜、不熟之處、自_二五十戸_一以上、預申_レ官。以下少者、国司檢_レ実処分。具録申_レ官、及実事、附_二考文_一。五十戸以上太政官処分、三百戸以上奏聞。

『類聚三代格』卷一五 損田并租地子事 慶雲三年九月二十日勅^⑦（史料二該当部分再掲）

一、凡田、有_二水旱蟲霜、不熟之處、_一心_レ免_レ調庸者、冊九戸以下国司檢_レ実処分。五十戸以上申_二太政官_一。三百戸以上奏

聞。応_レ申_レ官者、九月卅日以前申送。十月以後不_レ須。

水旱条は、水旱蟲霜などの自然災害に遭つて田等が被害を受けた時に、租や調庸を免除する規定である。この条文は、大宝令によって初めて法制化されたと考えられているが、慶雲年間に二度に亘つて改訂が加えられている。それが右に示した慶雲元年格と慶雲三年格である。

慶雲元年格と慶雲三年格は、一見、内容がほぼ同じであるため、慶雲三年格がいかなる意義をもっていたかについては議論がある。現在の到達点としては、寺崎保広氏の解釈が参照されるべきだろう。寺崎氏によると、慶雲元年格は、五分以上損の戸が一国内で五十戸を超えたら太政官に報告し、さらに三百戸以上で奏聞することを定めたものである。そして、慶雲三年格はその補足規定で、五分以上損の戸が五十戸を超えている時であつて、それが特に調庸免に及ぶような時には、太政官への申送期限を九月三十日以前と定めたものであるという。慶雲三年格にのみ、「応_レ免_二調庸者」という記述と申送期限の規定がある事実に着目した合理的解釈である。

ただ、慶雲元年格の理解に関しては、付け加えるべき点があるように思う。史料を子細にみると、「自_三五十戸」以上、「預申_レ官」という記述と、「五十戸以上太政官処分」という記述が存在するが、これは重複ではあるまいか。後者の「五十戸以上太政官処分」という部分は、本来不要な記述のほずである。また、慶雲三年格にしても、単に期限を定めるだけの法令ならば、「五十戸以上申_三太政官。三百戸以上奏聞」とわざわざ改めて言及する必然性は乏しい。以上の矛盾を考え合わせると、慶雲元年格として従来扱われていた「五十戸以上太政官処分、三百戸以上奏聞」という部分は、格本文ではなく、慶雲三年格の知識をもつた法家を書き加えた一文ではないか、と疑われよう。慶雲元年格の本文であることが確実視できるのは、「国有_二水旱蟲霜、不熟之処、自_三五十戸以上、預申_レ官。以下少者、国司檢_レ実処分」の部分に限られる。この推定が認められるならば、慶雲三年格では、申送期限を定めただけでなく、三百戸以上奏聞規定が新たに創出されたということになる。水旱条適用による損免の一部を、官奏事項として積極的に位置づけた背景には、水旱条に対する強い関

心が看取できる。

以上を踏まえた上で、輸租折衷法との関連について考えたい。輸租の原則は、「熟田百代、租稻三束」であった。収穫量に対する三〇という租率は、「熟田」に対して設定されたものだった。熟田とは何か。たとえば延喜式において、熟田は、未開地や荒田と並列する概念として現れる。田には熟田と荒田があるということだから、熟田とは、「収穫できる田」^⑩ くらいの意味と一応は捉えておけるだろう。当たり前のことを確認するようだが、「熟」とは「収穫」、「みのり」を意味する。そして、輸租法の理念に拠れば、租は熟田にこそ課されるのである。

一方、水旱虫霜により不熟となった田は損田と呼ばれる。損田には一切、租が課されない。損の割合が全体の四分以下であっても、損田と認定された分については、租徴収の対象外となるのである。この措置は半輸と称されるが、その法的根拠については、「古来からの慣行」^⑪ という評価で片付けられてきた。律令に法的根拠をもたないという点ではそのとおりである。ただし、輸租法の理念が「熟田百代、租稻三束」であることを考慮すれば、不熟と認定された田が免租となるのは当然とも言える。半輸は、輸租法の原則に忠実な運用だと評価すべきだろう。租は熟田にこそ課されるという原則は、免租の場面においても、規範として強い効力をもっていた。

さて、繰り返すが、口分田の段別の（想定）穫稻は七二束であった。仮に下田相当の生産力しかない田を班給されていたとしても、一律に段別穫稻七二束が適用される訳である。これをそのまま、水旱条の規定に当てはめてみよう。下田相当の生産力しかない田は、段別三〇束しか収穫することはできない。想定穫稻七二束に対して三〇束である。水旱条の規定に照らせば、五分の損と認定するしかないのので、租は徴収できないことになる。

もちろん、水旱条は自然災害による損に適用される規定であって、田の生産力とは本来関係がない。損は、国司による現地調査によって認定されるもので、自然災害の爪痕が確認されて初めて水旱条適用となるのが原則であるはずである。しかし、田の収穫が少ない時に、その原因が自然災害であるのか、もともとの生産力の低さのせいなのか、判別すること

は困難であろう。¹³⁾「租は收穫量の三%」「租は熟田に課される」という理念が支配的なうちは、もともと三〇束しか收穫できない田に二束二把の租を課す一方で、七二束收穫できる田がたまたま三六束しか收穫できなかったからといって租を全免するという運用は採りにくかったものと考えられる。下田相当の口分田が一般的だった訳ではあるまいが、前節で説いたように、口分田の生産力格差が広がった時期において、自然災害による損害と生産力格差の区別をどう運用するかという問題が浮上したのではないだろうか。律令政府としては、段別收穫を引き下げることによって譲歩するとともに、水旱条の適用を厳格化することで威嚇し、事態の沈静化を図ったのだらう。

- ① 穫稲とは、本来は「收穫された稲」という意味の言葉であり、そうした用例は少なからず確認できる。しかし、前掲『令義解』の「段地穫稲五十束」のように、想定收穫量を意味することもあった。想定以上に過ぎない收穫量が、「実際に收穫された稲」という意味の言葉で表現されるところに、問題が潜んでいる。
- ② 鎌田元一「大宝二年西海道戸籍と班田」(同『律令公民制の研究』、塙書房、二〇〇一年、初出一九九七年)。
- ③ 戸田芳美「中世初期農業の一特質」(同『日本領土制成立史の研究』、岩波書店、一九六七年、初出一九五九年)。
- ④ 下下田に關しては虎尾俊哉「公田をめぐる二つの問題」(同『日本古代土地法史論』(前掲)、初出一九六九年)。
- ⑤ 『大日本古文書』二二五八頁。
- ⑥ 新訂増補国史大系三九九頁。
- ⑦ 『令義解』賦役令九水旱条も同文を引く。
- ⑧ 寺崎保広「賦役令水旱条の成立——律令国家の再生産関与——」(東北史学会『歴史』第五七輯、一九八一年)。寺崎氏が慶雲年間の一連の改革を国司の処分権制限と評価した点については、近年、橋本剛氏が日唐比較の手法を用いて批判している(『賦役令水旱条の成立と構造』(『日本歴史』第八二五号、二〇一七年)。
- ⑨ 寺崎保広「賦役令水旱条の成立——律令国家の再生産関与——」(前掲)。
- ⑩ 『延喜式』大学寮55。
- ⑪ この運用方法は、水旱条の免租規定とは関係がない。水旱条の免租は、一戸の損田を集計して五分以上と認定される場合に、得田(損を受けることなく收穫できた田)の租まで免じる規定である。
- ⑫ 虎尾俊哉「律令制度の推移——免租法及び取租定率法を中心として——」(『歴史教育』第二巻第六号、一九五四年)。
- ⑬ 損の認定方法については二つの見解が対立している。一つは損害面積により認定するという村尾次郎説(『律令財政史の研究』(前掲)第二章第四節)、もう一つは減収率によって認定するという虎尾俊哉説(『律令制度の推移——免租法及び取租定率法を中心として——」(前掲)である。

おわり

本稿では、輸租折衷法の分析をとおして、大宝令施行直後という時期の特徴を論じてきた。

第一に、斗升の制度が全国に普及したことで、律令的な租税負担に対する意識が先鋭化した時期として、この期間を捉えた。斗升の制度が大宝令以前になかった訳ではないが、その画一性、強制性において、それ以前とは大きな段階差があった。大宝令施行以後、田租を主たる収入とする正税の蓄積が始まり、その収支は斗升と、これに容易に換算できる束把によって記録されていくことになるが、こうした体制が形成され得た背景には、本稿で述べた斗升制の転換が大きく作用していたのだろう。

第二に、この時期は、班田制が完成し、水旱条が制度的に確立したばかりであり、伝統的な輸租法の理念とのぶつかり合いが発生した時期と捉えることができる。本稿では、口分田の生産力格差に着目し、律令国家が採った方策を探った。

中世初期における農業の不安定性については、既に戸田芳実氏の研究がある^②。氏によって、当時の農業は、内包的発展（すでに確保された耕地の経営と集約化）と外延的発展（荒地の征服・開墾）の複合の上に成り立つものとして描写された。さらに、古代律令国家段階の田の経営に関しては、吉田孝氏によって整理されている^③。吉田氏は、口分田と墾田とを対比させ、前者は集中的・固定的に把握される熟田であり、後者はその外延に存在する元・未開地であって、のちに開墾されたものと捉えた。吉田説における口分田は、そのまま戸田説の内包的発展の対象となる「すでに確保された耕地」に重ね合わせられる。

確かに、天平十二年浜名郡輸租帳^④によれば、墾田の不堪佃田率が一〇〇%と惨憺たる有様であるのに対し、口分田はわずか一四%で、両者を比較した時、口分田の安定性は遙かに高い。ただし、それは両者を比較した時の話であって、口分田であっても、一四%もの不堪佃田が存在するという事実はいま少し注意されて良い。不堪佃田はゼロまで生産力が低下

した極端な状態だが、堪佃田の中でも、生産力格差があったであろうことは、第三章で述べたとおりである。にもかかわらず、律令国家は、口分田を齊一な収穫量を有する熟田として扱っている。これは律令国家のフィクションに過ぎないが、我々の口分田に対する印象にも大きく影を落としているのではないだろうか。本稿では、フィクションの裏に隠れた実態に迫ろうと努めたつもりである。

輸租折衷法は、段別租稲を一束五把へ大幅に引き下げること、斗升制確立に伴う摩擦をそらしつつ、伝統的な輸租法との調整を図ったものと捉えられる。これは一見、収穫量の3%という伝統的輸租法をそのまま継承したものにもみえる。しかし、段別一束五把の租稲という新しい規範を確立し、収穫量に基づかない土地税という位置づけを鮮明にした点で、むしろ田令に定められた租税概念を強制したと評価すべきではあるまいか。

租の歴史については、膨大な先行研究があり、議論も輻輳しているため、本稿では以上の展望を述べるにとどめるが、租が所当として全国の田に刻まれていく歴史の一コマとして、分析を深めていきたい。大方のご批正を請う次第である。

- ① 拙稿「税帳と税帳使——大租数文と官稲混合を中心に——」（『日本研究』第五一集、二〇一五年）。
- ② 戸田芳実「中世初期農業の一特質」（前掲）。
- ③ 吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」（同『律令国家と古代の社会』、岩波書店、一九八三年）。
- ④ この帳簿の史料性格については原秀三郎「遠江国浜名郡輸租帳の史料性格」（同『地域と王権の古代史学』、塙書房、二〇〇二年、初出一九九七年）。

【付記】 本稿は、JSPS科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（課題番号17111272）の成果の一部である。

（京都府立大学文学部専任講師）

The *Yuso secchūhō* of Keiun 3 (706) and Mature Paddy Fields, *Jukuden*

by

HONJŌ Fusako

The ritsuryō state in ancient Japan imposed a type of land tax called the *so*租. Taxation was fixed at two *soku*東 two *ba*把 (one *ba* being a sheaf of rice and ten *ba* constituting one *soku*) for each *tan*段 (a measure of area) of a rice paddy.

In the third year of the Keiun era (706), a regulation called the *yuso secchūhō*輸租折衷法 was issued (this new law was a compromise between the then-current and the more-ancient tax collection systems). According to the new law, the tax burden was reduced from two *soku* two *ba* to one *soku* five *ba*. If understood in literal fashion, this law would have reduced the tax burden to two-thirds of the former amount.

However, the current scholarly consensus does not accept this interpretation. It is thought that the reduction of the land tax was minimal and there was very little change in reality. That which had changed was not the amount of the tax burden but the standard for the device used to measure the volume for the tax. This change in the norm for measuring volume has been judged as a defeat for the ritsuryō state. The ritsuryō state attempted to decide on a new norm for a measuring device, but as the populace rejected its introduction, and the government ultimately returned to the older device for measuring volume.

In this article I prove that a large-scale tax reduction was in fact carried out reducing the tax to seven *ba* per one *tan* on the basis of the *yuso secchūhō*, and explores the background behind this policy.

First, I confirm the logic on which the entire law was constructed and re-examine each word used in the law one by one. According to the *yuso secchūhō*, the ritsuryō state did not regard the small differences resulting from the different standards as a problem. The ritsuryō state problematized yields that were less than those anticipated for each specified area. The tax burden was originally determined by the estimated yield of the paddy fields, but there was a discrepancy between the estimated amount and the actual yield. As a result, the government both reduced the estimated amounts and

was under pressure to reduce the land tax itself. The reduction in tax due to the *yuso secchūhō* must be considered an actual tax reduction rather than a minor reduction due to a change in the norms.

The chief reason for the mistaken scholarly consensus lies with the ninth-century specialists in the law who were involved in organizing and re-interpreting the laws from more than one hundred years earlier. It is thought that the confusion in interpreting the *yuso secchūhō* was a product of that effort.

Behind the promulgation of the *yu so secchūhō* were the various problems with which the ritsuryō state was burdened during the period of the early 8th century. During this period the ritsuryō state issued a standard device to measure volume through the land. The scholarly consensus has been that this system ended in failure, but it was in fact a success. However, as the uniform standard spread throughout the land, the populace's consciousness of the land tax burden became more acute.

Furthermore, the *handen shūjuhō* 班田収授法 (the system by which paddy fields, which they were to be cultivated, were distributed to all citizens over a certain age) had only recently been successfully implemented on a nationwide scale. As the extent of its implementation spread, it became difficult to provide good-quality paddy fields, and discrepancies in the amount that could be produced by each field arose. As a result, the difference between the estimated yield and the actual yield became more conspicuous, and the situation had to be corrected.

Moreover, at this time a system was also introduced to lessen the tax at times of crop failure. This system was to be applied only when the crop failure was due to natural disasters such as drought. However, when the yield was low, it was difficult to distinguish whether the cause had been a natural disaster or whether it was due to low productivity of the land itself. Because the government set the estimated yield for all *yusoden* 輸租田 (paddy fields covered by the regulation) at the same level, it was not possible to distinguish fields that were originally of low productivity. It became necessary to lower the estimated yields because the land taxes could not be collected from those paddies that showed a large decrease in production.

The *yuso secchūhō* was a law that was highly significant as it reflected the process of how the *so* became fixed as a land tax.

Key Words; land tax, volume reference device, ancient Japan